

鹿屋市地域福祉計画

概要版

平成 25 年度から平成 34 年度



鹿屋市



目次

本市の現状	2
地域福祉計画策定の趣旨	3
計画の目指す姿	3
鹿屋市地域福祉計画の体系図	4
重点プロジェクトの設定	5
重点プロジェクトの概要	6
地域福祉計画分野別の主な取り組み	7
地域別計画の基本的方向	9

本市の現状

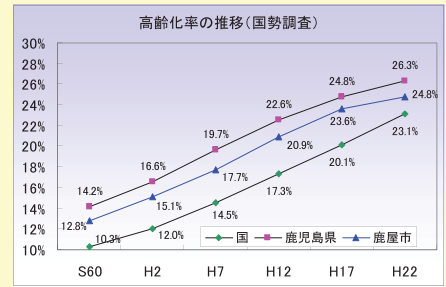
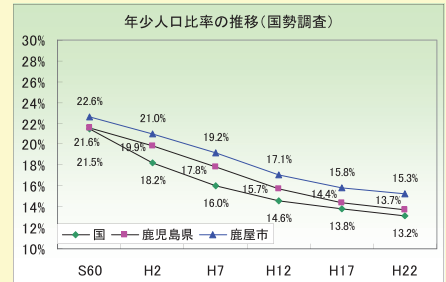
超高齢社会の到来

わが国では、世界にも例をみないスピードで少子高齢化が進んでおり、「超高齢社会」が到来していると言われていますが、鹿屋市における高齢化には、地域に応じてふたつの側面があります。

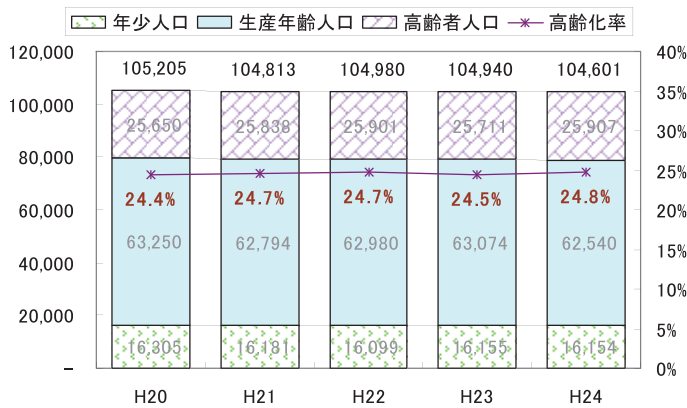
ひとつは、若い世代（主に高校を卒業して進学・就職のため）が地域から出ていくことによる高齢化があり、特に農山村部においては人口の流出が顕著になっています。

一方、周辺自治体を含む農山村部から都市部へ移転してきた人が、次第に高齢化していく側面もあります。

本市では、この2つの側面を持った高齢化現象が同時に進行してきたという特性があります。



住民基本台帳(各年3月末)



人口の減少と後期高齢者の増加

直近5年間の本市住民基本台帳における人口の推移は、平成20年に105,205人だった総人口は、平成24年に104,601人となり、604人の減少を示しています。

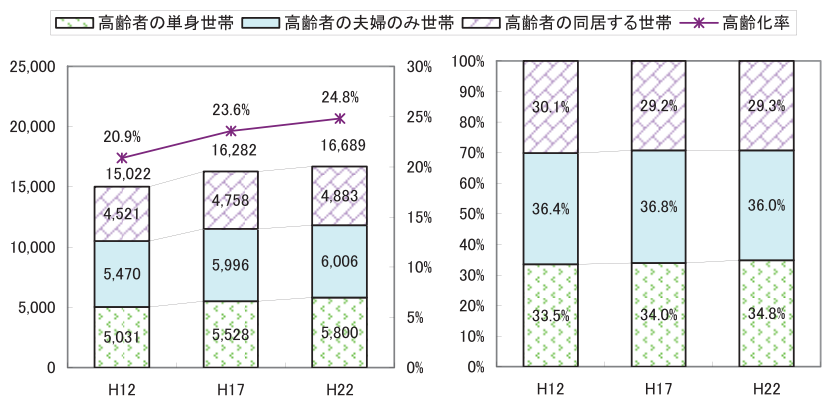
しかし、後期高齢者だけをみると、平成20年に13,126人から平成24年に14,850人となり、1,724人の増加となっています。

高齢者世帯の増加

高齢者世帯は、平成12年の15,022世帯から平成22年に16,689世帯に増加し、特に高齢者の単身世帯の割合が増加しています。



高齢者世帯の状況(国勢調査)



地域福祉計画策定の趣旨

【背景】

我が国において、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は変容しつつあります。少子高齢社会の到来、成長型社会の終焉、産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけ、高齢者、障がい者などの生活上の支援を要する人は一層厳しい状況におかれています。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

【計画の位置づけ】

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定める計画で、鹿屋市総合計画と整合性や連携を図りながら、福祉関係の個別計画に基づく施策を、地域において総合的に推進するうえでの理念と、地域の福祉力を高めるための施策について提示するものです。

計画の目指す姿

本市では、鹿屋市総合計画において「ひと・まち・産業が躍動する『健康・交流都市 かのや』」を将来都市像とし、基本目標の一つに「地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり」を掲げ、生涯にわたる健康づくりや介護の支援、高齢者・障がい者の社会参加を促進するため、保健・医療・福祉の各分野が連携を図り、住民相互の交流や助け合いを通じ、市民一人ひとりが健康づくりを実践し、自立した生活を送れる地域社会の形成を目指しています。本計画においては、本市総合計画の基本目標を目指す将来像として、市民の地域参加を進めていくため、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人とが出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを進めます。

鹿屋市総合計画「ひと・まち・産業が躍動する『健康・交流都市 かのや』」

鹿屋市地域福祉計画

(平成 25 年度～平成 34 年度)

地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

- (1) 絆をつなぐ地域づくり
- (2) 生きがいを持って暮らせる地域づくり
- (3) 安心して暮らせる地域づくり
- (4) 地域福祉推進のための仕組みづくり



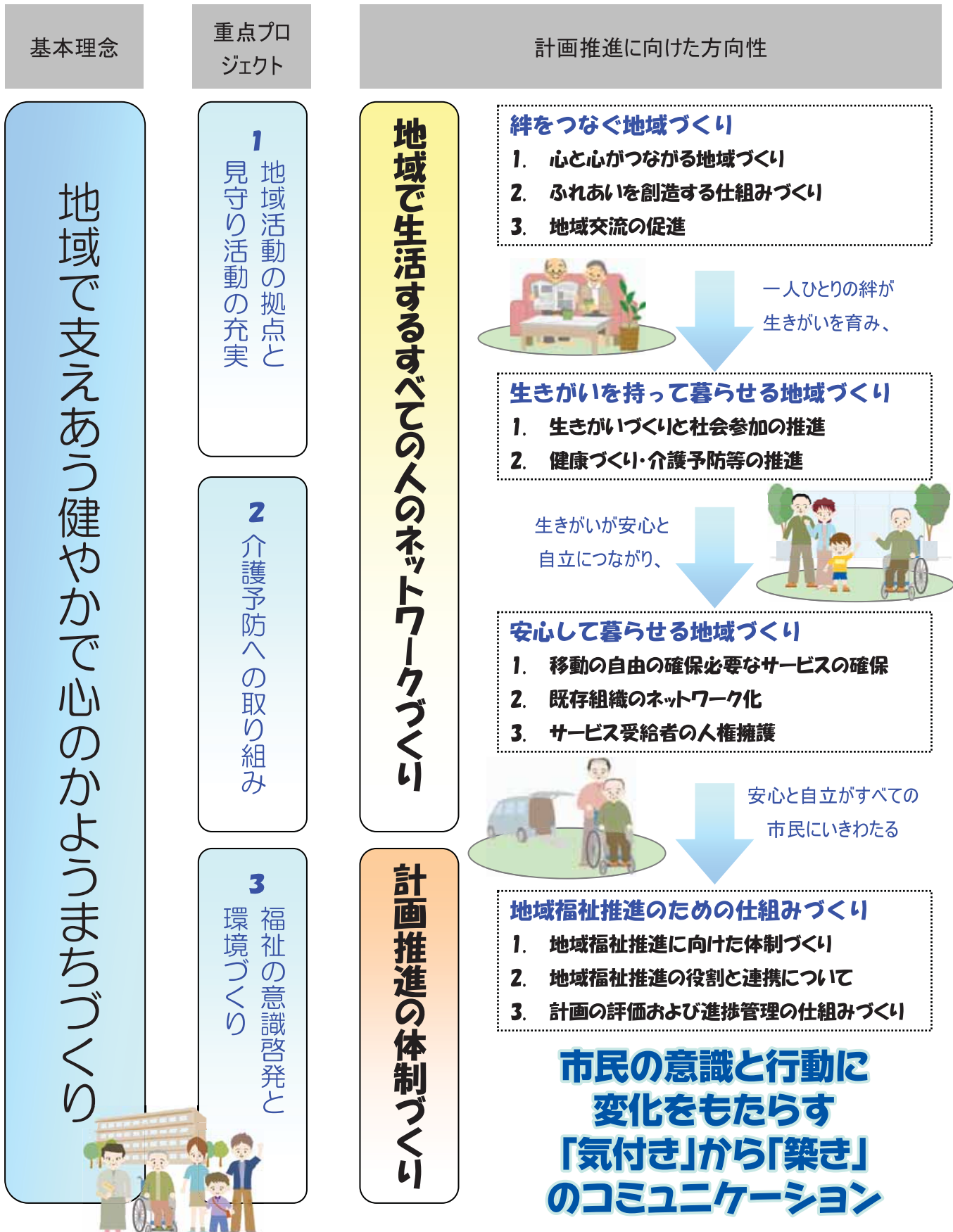
調
和



連
携

鹿屋市高齢者保健福祉計画・鹿屋市介護保険事業計画
 鹿屋市次世代育成支援対策行動計画 鹿屋市健康づくり計画
 鹿屋市障害者基本計画 鹿屋市障害福祉計画

鹿屋市地域福祉計画の体系図



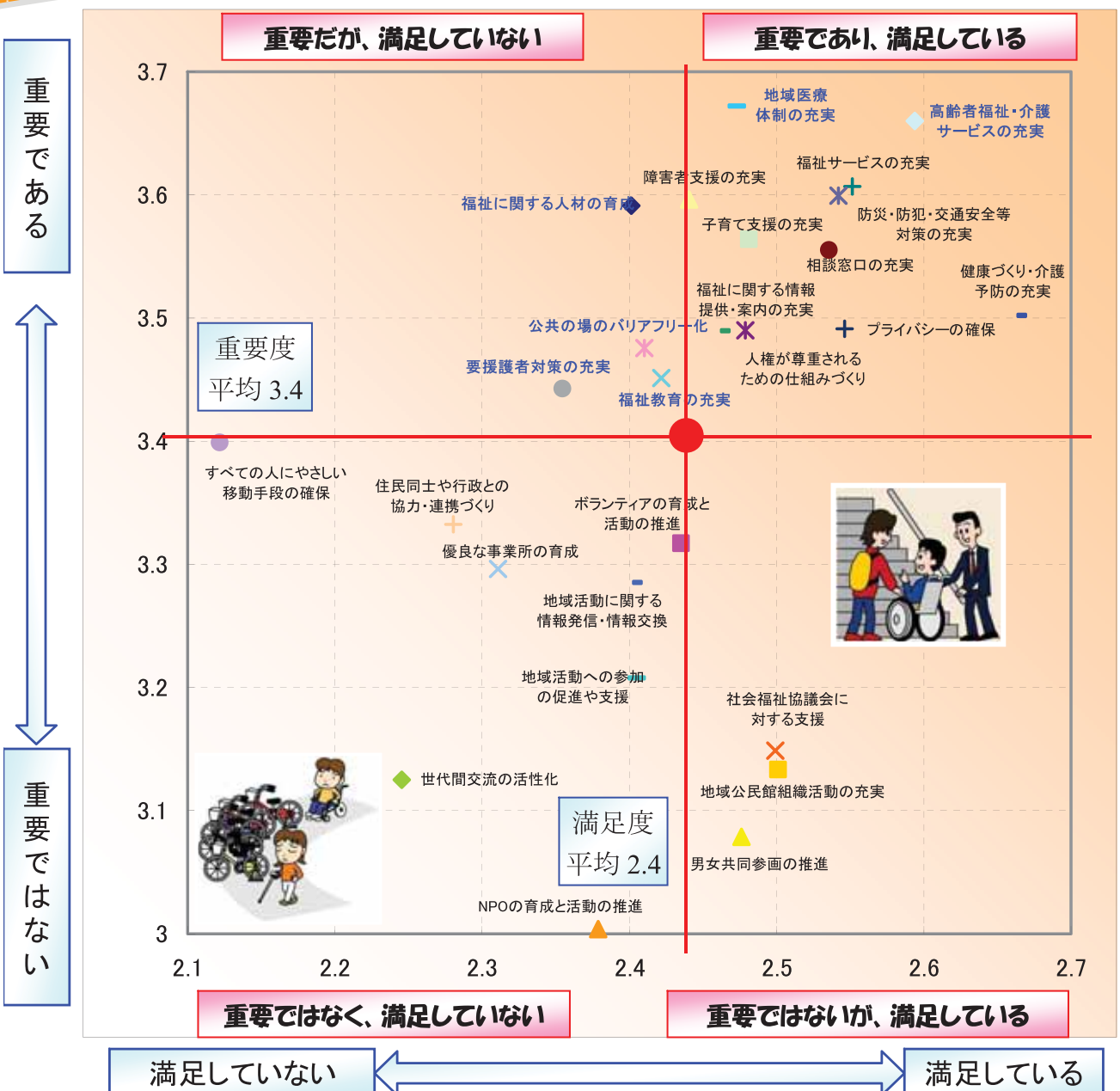
重点プロジェクトの設定

「重点プロジェクト」は、本計画において、政策分野の異なる事業を一体的かつ集中的に展開することで、地域福祉に関するさまざまな資源の「選択と集中」を図りながら分野を横断した総合的な成果を上げることを目指すものです。

本計画の基本理念、基本目標を踏まえた上で、今後重点的に取り組むべき施策について、市民意識調査において「重要だが、満足していない」とされた「福祉に関する人材育成」、「公共の場のバリアフリー化」、「要援護者対策の充実」、「福祉教育の充実」や、地域座談会、ワークショップ等の議論を踏まえて設定しました。

POINT

市民の福祉施策への満足度と重要度の関係 (市民意識調査から)



重点プロジェクトの概要



重点プロジェクト 1 地域活動の拠点と見守り活動の充実

地域で生活するすべての人が、家族や地域をはじめとする社会の構成員としての役割を持ち、かつ、その認識を深めながら、自らの選択に基づき自分らしく生活できる拠点としての地域の環境づくりが必要です。

そのため、本プロジェクトにおける地域住民との協働による支援体制づくり等の過程を通じて、自助・共助・公助が織りなす助け合いの和（輪）＝共助社会が広がるとともに、地域における見守り等の助け合いの活動の中で、新たな出会いとさらなる親交の深まりが助長されるよう努めていきます。

主な評価指標	現状	目標
町内会加入率	77.4% (平成 24 年度)	80.0%
あんしん地域ネットワーク推進協議会設置数	8 箇所 (平成 23 年度)	9 箇所 (平成 27 年度)
ふれあい活動(レクリエーション)開催数	105 回 (平成 21 年度)	120 回
つどいの広場の延べ利用者数	20,845 人 (平成 23 年度)	28,300 人 (平成 27 年度)



重点プロジェクト 2 介護予防への取り組み

介護予防の周知啓発に向けて、すべての健康づくり運動は、高齢期の介護予防につながるという認識の下、「若いうちからの生活習慣は、すべて高齢期までつながる」という意識を市民がもつように働きかけていきます。

同時に、地域包括ケアの中心となる鹿屋市地域包括支援センターと、鹿屋市保健相談センターなど関係機関が協働して、介護予防への取り組みをより一層充実したものとしていきます。

主な評価指標	現状	目標
介護予防教室の開催数	657 回	770 回
二次予防対象者の介護予防事業への参加率	41.0%	50.0%
「健康づくり・介護予防の充実」に満足している市民の割合	31.0% (平成 23 年度)	40.0%

重点プロジェクト 3 福祉の意識啓発と環境づくり

地域福祉の考え方には、「すべての市民が福祉の担い手であるとともに、受け手でもある」という認識の上に成り立っており、「行政任せ」から「自分が主体、地域が主体」となった福祉への意識変革が重要となります。

そのため、より多くの市民が福祉の担い手となるべく、自分にあった時間・内容で活動ができ、自分の仕事や特技を活かして活動ができるような福祉のまちづくりを推進します。

主な評価指標	現状	目標
鹿屋市社会福祉協議会のボランティア登録人数	団体:27 団体 1,171 人 個人:41 人 (平成 23 年度)	団体:35 団体 1,300 人 個人:100 人 (平成 27 年度)
介護支援ボランティア制度の登録人数	20 人 (平成24年11月現在)	200 人 (平成 27 年度)

地域福祉計画分野別の主な取り組み(抜粋)

【絆をつなぐ地域づくり】

「絆をつなぐ地域づくり」と題し、みんなの暮らしをみんなで支え合うため、地域で生活するすべての人の心と心がつながり、ふれあえるような、絆をつなぐ地域づくりを目指します。

1 心と心がつながる地域づくり

市民一人ひとりの福祉に対する意識の変革を始めとして、ボランティア意識の啓発、家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実を目指します。また、動物と共生できるまちづくりを目指します。

2 ふれあいを創造する仕組みづくり

市民が生きがいを持って生活できるように、出会いの仕組み・きっかけづくりが求められています。また、既存の地域情報の発信・交換を通じて、広く市民がふれあいを創造できる仕組みを構築します。

3 地域交流の促進

地域内での交流を促進するためには、世代間交流の活性化が重要となります。また、市民一人ひとりの立場を超えた交流の活性化とともに、地域交流イベントの支援を行います。

市民が取り組むこと(抜粋)

- 隣近所の人への挨拶を心がける
- 地域の一員として自らの持つ知識・技術を活用し地域に貢献する役割を認識する
- 地域活動やボランティアに関心を持つ

地域が取り組むこと(抜粋)

- 地域の先輩の話聞く場を設ける
- ペットの散歩時等に見守りパトロールを実施する
- 教育委員会や学校PTAなどの協力を得ながら、中高生を対象として人材育成を目指したワークショップ等を開催する

行政が取り組むこと(抜粋)

- ボランティア団体の立ち上げを支援する
- ボランティアに関する情報の提供を行う
- 学校教育や社会教育の場に知識や経験が豊富な高齢者を講師として登用する
- 職員の福祉に関する意識変革に取り組む

【生きがいを持って暮らせる地域づくり】

「生きがいを持って暮らせる地域づくり」と題し、住み慣れた地域での暮らしを支えるため、各種生きがいづくりや健康づくりの活動を推進し、生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指します。

1 生きがいづくりと社会参加の推進

市民が生きがいをもてるよう、生涯学習やボランティア活動・サークル活動の支援・推進を行います。

また、仕事においても生きがいをもてるよう、起業・就業の支援を行います。

2 健康づくり・介護予防等の推進

社会全体が健康であるために、市民と行政が一体となって健康づくりや介護予防へ取りむよう施策を展開します。また、子どもたちの健やかな成長を支援する取り組みを推進します。

市民が取り組むこと(抜粋)

- 自らの持つ知識・経験を活かし、生涯学び続ける気持ちを持つ
- 特定健康診査や定期的な検診を受診する
- 家庭では、子育てについて積極的に関わりを持つ

地域が取り組むこと(抜粋)

- 高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する
- 職域では、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを推進する

行政が取り組むこと(抜粋)

- 健康な高齢者を作る事への重点的な施策展開を実現する
- 介護予防事業の実施は、地域の人材を活かし、より身近な生活圏域での開催を目指す
- 住民の身近な場所で行う健康相談の充実を図る

【安心して暮らせる地域づくり】

「安心して暮らせる地域づくり」と題し、だれもが安全で快適に暮らせる環境をつくるため、移動の自由や必要なサービスが確保され、すべての人が安心してその人らしい生活を送ることができる地域づくりを目指します。

1 移動の自由の確保

安心して楽しく暮らせる地域づくりのために、誰もが気軽に利用できる移動手段の確保を図ります。高齢者や障がいのある方、子育て中の方などに配慮し、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

2 必要なサービスの確保

社会福祉協議会への支援を充実・強化させ、市民活動・ボランティア団体等の活性化・組織化や、優良な事業者の育成を推進します。また、地域医療体制を充実させると共に、日常における防犯体制、災害時における要援護者支援体制の充実を図ります。

3 既存組織のネットワーク化

住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域社会の構築のために、地域包括ケア体制の構築を行うと共に、地域コミュニティ等を活用した支え合いのネットワーク化を促進します。

4 サービス受給者の人権擁護

市民が安心して生活を送るために、個人情報保護を徹底させると共に、情報の共有化の在り方を検討します。また、権利擁護の推進と見守り体制の充実を図ります。

市民が取り組むこと(抜粋)

- 気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する
- グランドゴルフなどの外出の機会を通じて、高齢者宅を訪問する
- 隣近所の異変に気づいたら民生委員・児童委員や行政に連絡する

地域が取り組むこと(抜粋)

- 各町内会等で、地域の生活課題やその解決策等について話し合う
- 地域活動の中で道路清掃、放置自転車整理など通行障害の解消を図る
- 地域包括支援センターが中核となる地域包括ケアの構築を図る

行政が取り組むこと(抜粋)

- 地域コミュニティ協議会の設立を支援する
- 個人情報保護と情報の共有化についての研修会の開催を支援する
- 市民が移動の手助けを容易に行っていけるような環境を整備する
- オストメイト対応トイレやおむつ交換台の整備などを順次進める

【地域福祉推進のための仕組みづくり】

「地域福祉推進のための仕組みづくり」と題し、多様な担い手が協働して地域福祉を支えるため、事業の推進体制を確立するとともに、計画の進捗等を管理する体制を構築するなど、地域福祉を総合的に推進するための仕組みづくりを目指します。

1 地域福祉推進に向けた体制づくり

地域福祉推進に向け、鹿屋市の地域コミュニティを強化すると共に、地域資源の有効活用や、福祉人材の育成とネットワーク化を図り、個別計画と調和のとれた総合的な福祉を推進します。

市民が取り組むこと(抜粋)

- 町内会に加入し、町内会活動に参加する

地域が取り組むこと(抜粋)

- 地域課題の解決に向けて地域住民が協働する場をつくる

行政が取り組むこと(抜粋)

- 鹿屋市地域まちづくり推進協議会による協議や、地域コミュニティ協議会の設置により、町内会活動を活性化する
- 地域課題は、市民と地域と行政が一体となって解決するという認識を持つ

地域別計画の基本的方向

地域別計画の考え方

本市は、多様な特性を持つ地域によって構成されており、地域別計画は、これらの特性とそれぞれの地域が抱える課題を踏まえながら、各地域が目指すべき方向や地域の特性を活かした施策の展開を行う必要があります。

そのため、地域・地区の区分の考え方は、社会的条件、特に一体性及びこれまでの取り組みの方向性を総合的に勘案した鹿屋市総合計画の地域別計画を基本としながら、各種福祉サービスの現状や、地域福祉のあり方を検討した結果、中学校区を基本とした7つの地区に区分しました。



1 鹿屋・高隈地区

恵まれた社会資源の連携

鹿屋市内で最も地域福祉の社会資源に恵まれている地区であり、市福祉事務所や保健相談センター、社協、障がい者総合相談支援センターなどが連携により一体的な取り組みを推進します。

にぎわいづくりに向けた市民参加の推進

商業を中心とする賑わいづくりの取組と併せて、鹿屋市市民交流センターを拠点に福祉に関する研修・講演会等の実施や、障がい者等による参加型のイベントの実施に取り組みます。

地域の絆を活かしたモデル的取り組みの推進

高隈地区では、地域見守り活動のモデル事業の実施や、地域コミュニティ協議会の設置など、地域福祉の先進地区のひとつとして、アウトリーチ型（地域への出張）の在宅支援に取り組みます。



2 鹿屋東地区

子育て支援の充実

子育て世代の多い地区であり、東地区学習センターのつどいの広場や各種健康講座など、公民館関連の講座等と連携した事業を実施します。

働き盛り世代へのアプローチ

働く世代も多い地区でもあるため、夜間・休日等を利用した講座等の実施など気軽に健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

地域活動への参加促進

スクールガードをはじめ地域全体での幅広い世代に対する見守り活動を強化することで、地域福祉を推進します。



3 第一鹿屋・花岡地区

地域資源を活用した各種講座の開催

鹿屋体育大学や西原運動公園など、健康・スポーツの拠点を活かした健康づくりを推進します。また、鹿屋東地区と同様に、子育て世代・働き盛り世代の多い地区であり、夜間・休日等の開催を含め、気軽に健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

地域コミュニティの再編と活動の支援

花岡地区については、地区公民館を中心に、学校再編後の新たな地域コミュニティ活動を構築していく中で、地域福祉や介護予防、見守り活動など、高齢者等を中心とした福祉分野での事業の充実に取り組みます。



4 田崎・大始良・高須地区

生きがい活動の推進

霧島ヶ丘公園や高須・浜田海水浴場など、自然を活かしたレジャーや観光イベント等を通じて、地域住民が積極的にボランティア活動へ参加できるよう啓発活動を推進します。また、かのやグラウンド・ゴルフ場でのスポーツ大会を通じて、健康づくりと交流人口の拡大に取り組みます。

見守り活動と災害対策の推進

海岸線の地区では、地震・津波等を想定した防災訓練等を通じて地域住民の連携を深め、高齢者・障がい者等の地域見守り活動へ展開できるよう、取組を推進していきます。

地区の伝統を活かした異世代交流の促進

大始良・高須地区では、地区の伝統を継承しながら世代間の交流を促進するとともに、既存の地域コミュニティや地域見守り活動を担う各種団体等への支援を拡充します。



5 吾平地区

地域コミュニティ協議会を中心に据えた福祉の充実

美里吾平地域活性化推進会議を、地域コミュニティ協議会の設立準備委員会として位置づけ、本市の先進的な取組として、地域コミュニティ協議会の設立を目指します。

同時に小地域ごとに地域見守りの組織を順次立ち上げ、特に一人暮らしの高齢者や障がい者の支援体制を、地区全体に拡充していきます。

地域の繋がりを活かした参加型イベントの開催

伝統芸能や地域イベント等の実施においては、住民のつながりを深めつつ、世代間の交流を促進することにより、住民主体の参加型の地域づくりや地域福祉の推進に取り組みます。



6 輝北地区

交通弱者対策の強化

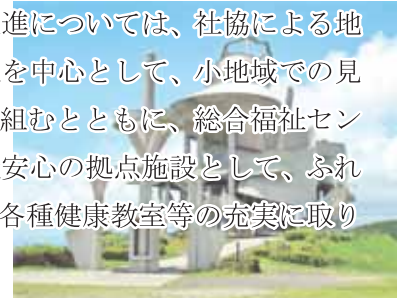
交通対策として、くるりんバスの高齢者や障がい者の利用を促進するため、周知・広報活動に取り組むとともに、新たな交通手段の模索に努めます。

地域活動の支援と人材育成

平成 24 年度末に町内会再編が行われたことから、再編後の町内会組織の体制づくりや機能向上に取り組む中で、住民相互の連携と、地域福祉を担う人材育成を図ります。

安心して住み続けられる地域づくりの輪

地域コミュニティの推進については、社協による地域福祉推進協議会の取組を中心として、小地域での見守り・声かけ活動に取り組むとともに、総合福祉センター等を地域福祉や安全安心の拠点施設として、ふれあい・いきいきサロンや各種健康教室等の充実に取り組んでいきます。



7 串良地区

既存の社会資源の活用による拠点づくり

平和公園串良平和アリーナをはじめ、運動公園施設等を利用した全市的な健康づくりの拠点として、年間を通じて利用の促進と事業の実施に取り組みます。

串良ふれあいセンターでは、高齢者はもとより、幅広い世代を対象に、夜間や土日の講座等を充実させ、ふれあい・いきいきサロン、つどいの広場及び各種健康教室の実施等により、健康づくりや生涯学習の拠点施設として利用促進を図ります。

町内会を基点とした見守り活動の充実

地域コミュニティ協議会の速やかな設立を目指し、串良ふれあいセンター等を活動の拠点施設として検討しながら、地域見守り活動の充実に取り組んでいきます。





鹿屋市地域福祉計画

発行

平成25年3月

企画・編集

鹿屋市 保健福祉部 福祉政策課

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

TEL:0994-43-2111 FAX:0994-41-0701

HP: <http://www.e-kanoya.net/>